

第二号様式

建物その他の工作物新築（新設） 届

足立区住居表示に関する条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

建 物 の 名 称 (共 同 住 宅 ・ 店 舗 等)	フリガナ
	他 棟
所 有 者 名	他 名
同 上 住 所	別 紙 の と お り
完 成 予 定 年 月 日	年 月 日
部屋番号等記入欄	

令和 年 月 日

届出人住所_____

氏名_____

電話 ()

(提出先)

足立区長

区職員確認欄

[illegible]

建物その他の工作物新築(新設)届 住居番号符定内訳書

受付番号	号棟	世帯主・所有者	現住所	新表示
第 号				足立区 丁目 番 号
第 号				足立区 丁目 番 号
第 号				足立区 丁目 番 号
第 号				足立区 丁目 番 号
第 号				足立区 丁目 番 号
第 号				足立区 丁目 番 号
第 号				足立区 丁目 番 号
第 号				足立区 丁目 番 号
第 号				足立区 丁目 番 号
第 号				足立区 丁目 番 号

太枠内をご記入ください。

※「現住所」には世帯主・所有者の方の、申請時点での住所をご記入ください。

法人の場合は、事業所の住所をご記入ください。

建物その他の工作物新築（新設）届

足立区住居表示に関する条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

建物の名称 (共同住宅・店舗等)	フリガナ
	建売1号棟 他 1 棟
所有者名	株式会社住居表示 他 0 名
同上住所	別紙のとおり
完成予定年月日	令和7年4月1日
部屋番号等記入欄	

令和 年 月 日

届出人住所 足立区中央本町一丁目17番1号

氏名 株式会社住居表示 住居表示係 ○○

電話 03 (3880) 5725

(提出先)

足立区長

●届出人氏名について
法人の場合、担当部署、ご担当者の方の苗字
までご記入ください。

建物その他の工作物新築(新設)届

記入例

住居番号符定内訳書

受付番号	号棟	世帯主・所有者	現住所	新表示
第 号	1	株式会社住居表示	足立区中央本町一丁目17番1号	足立区 丁目 番 号
第 号	2	株式会社住居表示	足立区中央本町一丁目17番1号	足立区 丁目 番 号
第 号				足立区 丁目 番 号
第 号				足立区 丁目 番 号
第 号				足立区 丁目 番 号
第 号				足立区 丁目 番 号
第 号				足立区 丁目 番 号
第 号				足立区 丁目 番 号
第 号				足立区 丁目 番 号
第 号				足立区 丁目 番 号

太枠内をご記入ください。

※「現住所」には世帯主・所有者の方の、申請時点での住所をご記入ください。

法人の場合は、事業所の住所をご記入ください。

●必要書類チェックリスト

特に郵送でのお届けの場合、
参考にご覧ください。

☐新築届（第二号様式）

☐案内図

☐配置図

☐出入口のわかる書類

※配置図や平面図等

☐仮換地明細図

※六町土地区画整理事業の場合

☐各階の平面図

※集合住宅の場合

☐区割り図

※隣接する複数建物の同時申請時

・郵送の場合

☐切手の貼り付けがある返信用封筒
やレターパック

※通知書と住居表示板 1 組は約 3 0 g で
す。

お手数ですが、件数や封筒の規格に応じて
郵送料金の計算をお願いいたします。

★郵送推奨のご案内

建物完成までに一定の期日がある場合、

**郵送のお手続きを
お勧めします。**

※窓口だと 1 件あたり 3 0 分程度お待
ちいただきます。その日に受けた件数
によっては **1 ～ 4 時間以上**お待
たせしてしまう可能性がございます。

●届出時に区側から確認すること

窓口や電話で何う主要内容を記載しております。
参考にご確認いただくとスムーズに案内できます。

・対象地域

☐住居表示実施済み区域

※千住二丁目・千住三丁目・千住橋戸町と舎人公園内一
部は未実施

・届出内容について

☐建物名称が決まっている（下記例外あり）

※仮の名称でも住居表示を決定すること自体は可能で
すが、仮称のままだと場合によっては住民登録できな
いことがあります。仮称でお届けいただく場合、**正式名称**
が決まり次第、速やかに**名称変更届**を届け出いただく前
提で、例外として仮称でも**新築届**を承ります。

☐建物名称の表記は明確である

※アルファベットの太文字・小文字、スペースの有無、
漢字の字体等

※住民票上は全角で記載されます。

※特殊な記号が使われている場合、住民票にそのまま記
載できない場合があります。

☐所有者氏名、住所が記載されている

※個人で所有されている場合、住民票上の住所（住居表
示実施済み地域の場合は地番ではなく住居表示）をご記
入ください。

・集合住宅の場合

☐所有者は該当建物に住む（☐住まない）

☐所有者が住む場合、住民票にアパート名や部屋
番号を使用する（☐使用しない）

※所有者の方については、住民登録時、アパート名や部
屋番号を使用しない扱いも可能です。

送付先

〒120-8512

足立区中央本町一丁目17番1号

足立区区民部戸籍住民課住民記録係

TEL：03-3880-5725

新築・建替えの際は 新築届が必要です

住居表示実施済み地域では、区が届出に基づき、建物ひとつひとつに住所をつけています。

この住所は住民票や登記をはじめとしたあらゆることに使われます。

建物に住所がついていないと、さまざまな影響が生じます。



建築確認が済んだものについて、速やかに新築届をご提出ください。

郵送もしくは窓口にて、書類や聞き取りで確認がとれ次第、決定しております。

お急ぎでない場合、**郵送**の利用をご検討ください。

※窓口の場合、1件あたり30分程度お時間をいただいております。

件数によっては、1～4時間以上お待たせしてしまう場合がございます。

参考：足立区住居表示に関する条例(抜粋)

第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物を新築または新設した者は、ただちに区長にその旨を届け出なければならない。

お届け窓口及び問い合わせ先

〒120-8512 足立区中央本町一丁目17番1号
足立区役所 南館1階
区民部戸籍住民課住民記録係
電話：03-3880-5725（直通）

- 上の図にもあるとおり、建物1棟毎に1つの住居番号が割り当てられるとは限りません。主な出入口の突き当たる基礎番号が同じであれば、建築時期や住居表示の届出時期の前後に関係なく、住居番号も同じになります。

町名 街区符号 住居番号

〇〇町(〇丁目) 〇〇番 〇〇-〇〇〇号

基礎番号または棟番号 各戸の番号(部屋番号)

「〇〇△丁目」という場合、これで1つの町名です。「△丁目」の△は漢数字を使っていますので、正式に表記する場合はご注意ください。

(参考) 住居表示を必要とする建物その他の工作物
(足立区住居表示に関する条例施行規則第3条別表(1))

専用住宅用建物	事務所・銀行用建物
併用住宅用建物	工場用建物
農家住宅用建物	倉庫用建物
アパート・ホテル・簡易旅館用建物	市場用建物
旅館・料亭用建物	学校(各種学校を含む。)用建物
待合用建物	集会場
店舗・百貨店用建物	官公署用建物
劇場・映画館用建物	宗教用建物
キャバレー・ダンスホール用建物	公共の用に供する建物
浴場用建物	公園等の施設
病院用建物	路外駐車場

(参考) 住居表示を実施していない地区

千住二丁目・千住三丁目・千住橋戸町

入谷町・古千谷一丁目・古千谷二丁目・舎人町・西伊興町

(町名についての注意)

入谷一丁目から入谷九丁目、古千谷本町一丁目から四丁目、舎人一丁目から舎人六丁目、西伊興一丁目から西伊興四丁目については、住居表示を実施しています。上記の入谷町、古千谷一丁目・古千谷二丁目、舎人町、西伊興町と混同しないようご注意ください。